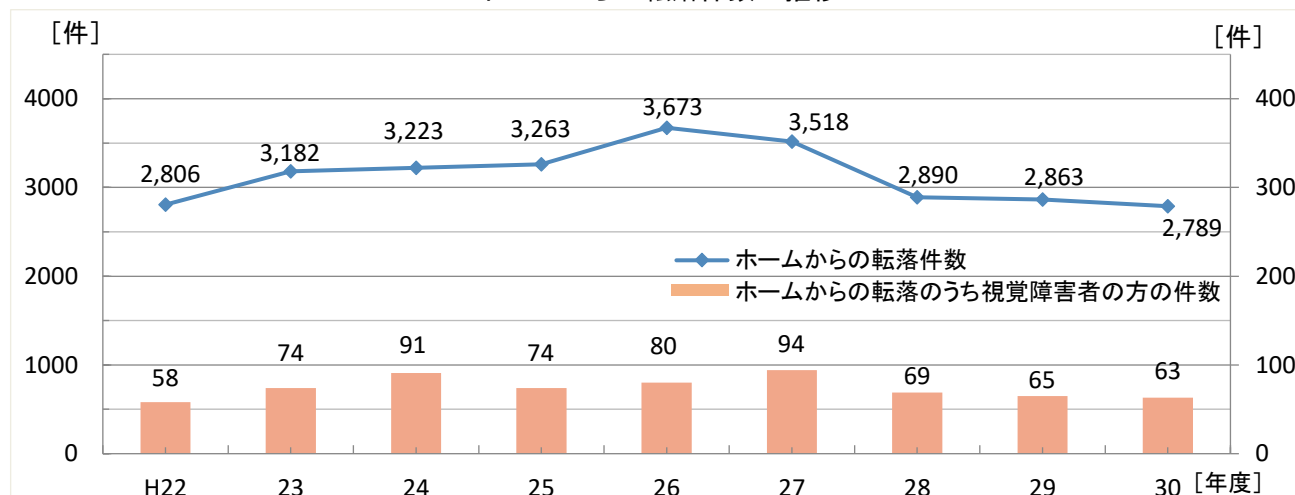


駅ホームからの転落に関する状況

平成30年度におけるホームからの転落件数¹は2,789件で、このうち視覚障害のある人の件数は63件でした。また、人身障害事故²のうち、「ホームから転落して列車等と接触」したものと「ホーム上で列車等と接触」したものを合わせた「ホームでの接触事故」の件数は178件で、このうち視覚障害のある人の件数は3件でした。

ホームからの転落件数の推移

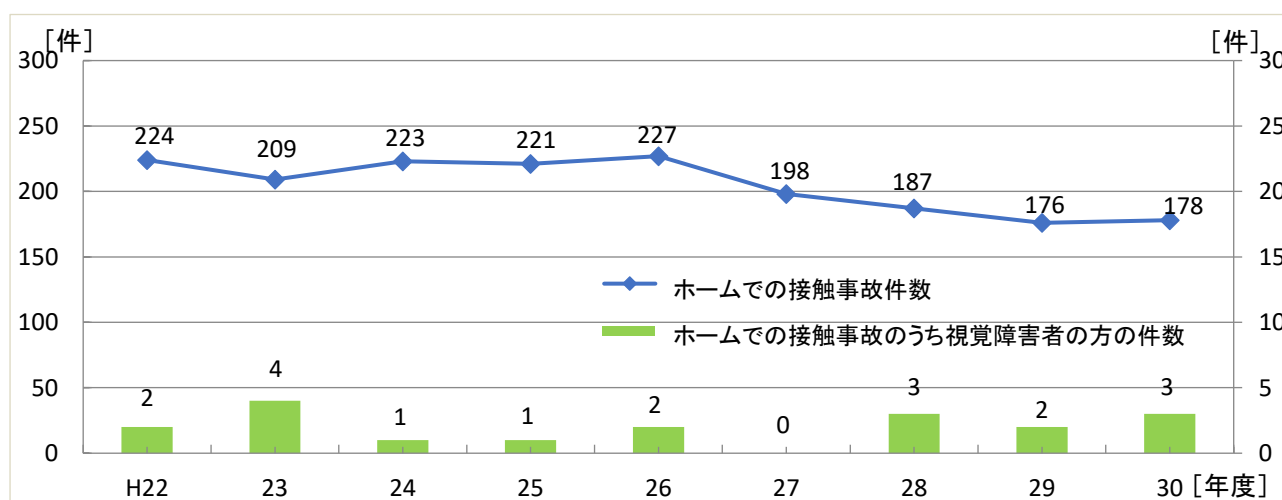


(注) ホームからの転落件数は、プラットホームから転落したが列車等と接触しなかった件数である。

(注) ホームからの転落件数は、鉄軌道事業者が把握している件数である。

(注) 自殺は含まれない。

ホームでの列車等との接触事故件数の推移

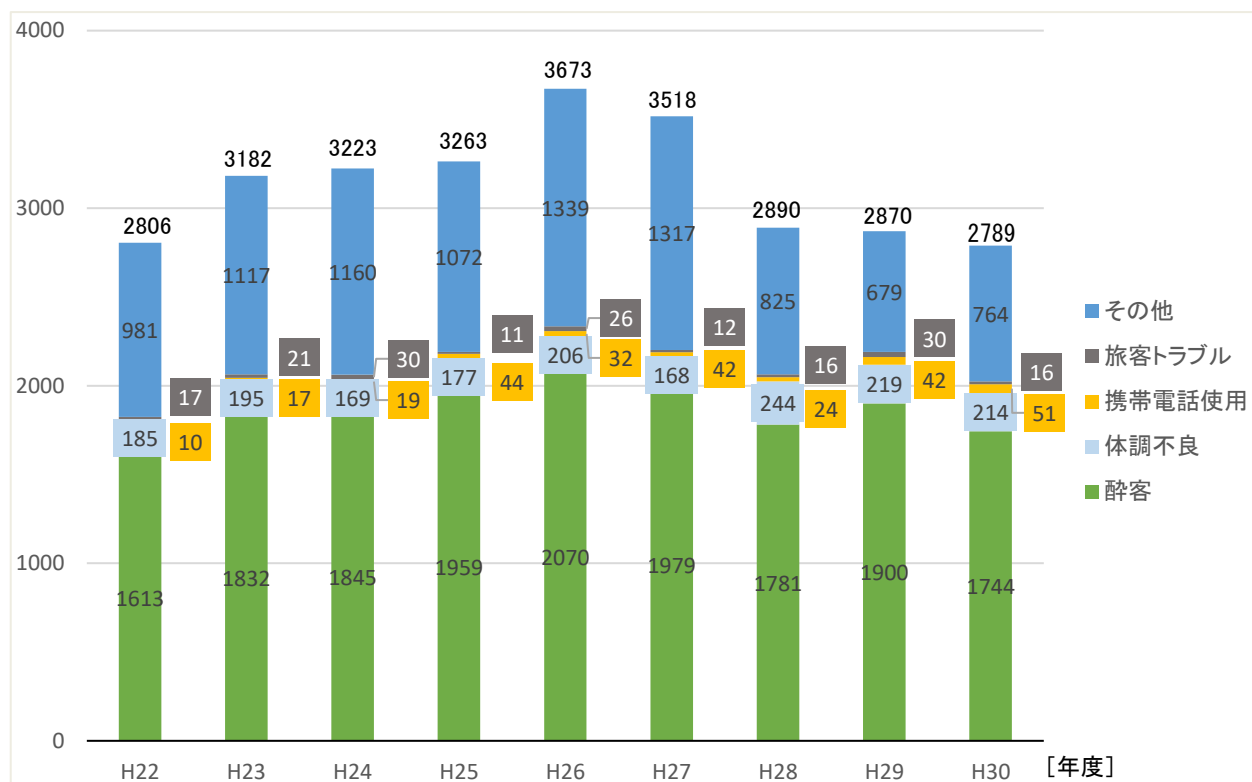


(注) ホームでの列車等との接触事故件数は、「ホームから転落して列車等と接触」及び「ホーム上で列車等と接触」して事故となった件数を合わせたものである。

(注) 自殺等故意に列車等に接触したものは含まれない。

- ホームからの転落件数は、プラットホームから転落したが人身障害事故とはならなかった件数である。また、自殺等、故意にホームから線路に降りたものは含まれない。
- 人身障害事故は、列車又は車両の運転により人の死傷を生じた事故をいう。ただし、脱線事故や踏切障害事故等に伴うものを除く。(鉄道事故等報告規則第3条第1項第六号)

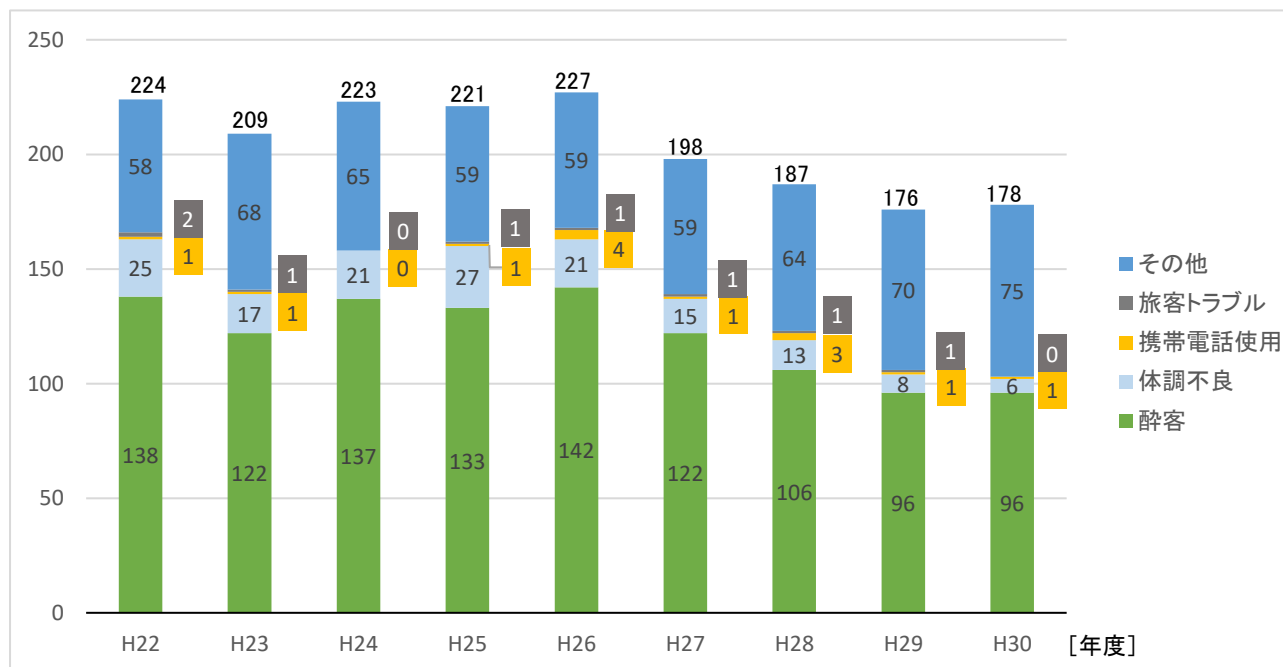
ホームからの転落の要因別件数の推移



(注) ホームからの転落件数は、プラットホームから転落したが列車等と接触しなかった件数である。

(注) ホームからの転落件数及び転落要因は、鉄軌道事業者が把握している件数である。

(注) 自殺等故意にホームから線路に降りたものは含まれない。



ホームでの列車等との接触事故の要因別件数の推移

(注) ホームでの列車等との接触事故件数は、「ホームから転落して列車等と接触」及び「ホーム上で列車等と接触」して事故となった件数を合わせたものである。

(注) 自殺は含まれない。

(注) 要因は、運転事故等届出書の概況の内容から推定される要因である。ただし、事業者側で酔客と分かった場合は「酔客」に分類される。